

[事案 24-152] 転換契約無効請求

・平成 25 年 5 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

契約転換した際に、募集人による説明が不十分だったとして、転換契約の取消しと転換前契約の復旧を求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 3 月、主契約保険料の払込みが既に満了しており、特約保険料だけ毎年払いしていた終身保険の転換を勧められ、利率変動型積立保険に転換した。その際、募集人より、被転換契約にあった終身保険と傷害特約が、転換後契約ではなくなることの説明がなく（主張 1）、募集人が、申立人宅に午後 3 時から 8 時まで長時間居座ったことにより、錯乱状態に陥った（主張 2）ので、転換したものである。よって、転換後契約を取消し、転換前契約を復旧してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約への転換に際し、契約内容の説明を適切に行っている。
- (2) 募集者が申立人宅にいたのは午後 6 時から 8 時の 2 時間程度である。申立人が錯乱状態であったことの立証はない。
- (3) 設計書、申込書に、保障内容は明記されており、申立人は了解のうえ転換している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理を行った。審理の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立内容の法的整理

申立人の主張 1 の法的な根拠を、不利益事実の不告知による取消し（消費者契約法 4 条 2 項）、または錯誤無効（民法 95 条）を主張するものと解し、主張 2 の法的な根拠を、不除去による取消し（消費者契約法 4 条 3 項 1 号）または意思無能力による無効と解し、判断する。

2. 主張 1 について

終身保険と傷害特約がなくなることの説明がなかったとの点について検討すると、募集人の事情聴取により、被転換契約の現況を説明する資料と設計書の転換後契約の内容が記載された箇所を示して、比較しながら、本転換について説明したことが認められ、募集人が、終身保険と傷害特約がなくなることを説明しなかったと認めることはできず、不利益事実の不告知による消費者契約法にもとづく取消しは認められない。また、申立人に、転換後契約にも終身保険と傷害特約があるとの錯誤が存在したといえるか疑問があり、錯誤による無効を直ちに認めることはできない。

3. 主張 2 について

申立人が募集人に対し、転換の際に退去を求める意思を表示したとまで認めることはで

きず、また、転換後契約の申込みをすることの効果を弁識できないほどの精神状態になっていたと認めることもできない。よって、消費者契約法にもとづく取消しおよび意思無能力による無効の主張を認めることはできない。

4. 和解について

当審査会の判断は以上のとおりであるが、本件においては、①転換前後の保障内容の違いについて説明はなされているものの、理解を容易にするための転換比較表が説明に使用されていないことから、使用すべき資料が使用されなかったという問題があること、また、②募集人も傷害特約がなくなることについての説明が不足していたことを認めていること、③事情聴取から、本転換を断わるつもりでいた申立人は、募集人の説明に口を挿めず、根負けして本転換に応じたことが窺えることから、和解により解決すべきであると判断する。